

常総市自主防災組織活動等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自治区等が行う自主防災組織の結成及び活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「自主防災組織」とは、地震、風水害、火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域住民が連携を図り、相互に協力し合って被害を防止し、若しくは軽減し、又は火災その他の災害を予防するため自主的に設置する組織をいう。

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助事業経費、補助金の額及び補助期間の制限については、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、自主防災組織活動等補助金交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(補助金の交付等の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、自主防災組織活動等補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした自主防災組織に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第6条 自主防災組織（前条の規定により補助金の交付の決定を受けた自主防災組織に限る。以下同じ。）は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第7条 自主防災組織は、補助事業が完了したときは、自主防災組織活動等補助事業完了実績報告書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて補助事業経費の使途を確認した上で補助金の額を確定し、自主防災組織活動等補助金確定通知書（様式第4号）により当該報告をした自主防災組織に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査又は確認において、自主防災組織の行った補助事業がこの告示に定める事項又は補助金の交付の決定に付した条件に従って実施されていないと認めるときは、当該自主防災組織に対して補助事業の実施を求め、又は補助金の額を変更し、若しくは交付の決定を取り消すことができる。

(補助金の交付請求)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた自主防災組織は、速やかに、自主防災組織活動等補助金請求書（様式第5号）により市長に補助金を請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、自主防災組織が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたと認められるとき。
- (2) 補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日までに第7条の規定による報告がないとき。
- (3) この告示に定める事項又は補助金の交付の決定に付した条件に違反したと認められるとき。

(自主防災組織への助言等)

第11条 市長は、自主防災組織に対して、次に掲げる事項について必要な助言又は指導を行うことができる。

- (1) 地域における防災訓練の実施に関すること。
- (2) 消防団その他関係団体との防災対策に係る連携に関すること。
- (3) 防災対策に係る啓発活動に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、自主防災組織の活動について市長が必要と認める事項

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の常総市自主防災組織活動補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和3年告示第99号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

補助事業	補助事業経費	補助金の額	補助期間の制限
1 結成事業	説明会の開催、普及啓発資料の作成、先進地の調査、地区防災計画の作成その他新たな自主防災組織の結成に必要な事業に要する経費	補助事業経費に要した額。ただし、5万円を上限とする。	結成日の属する年度内に限る。
2 資機材等整備事業	メガホン、消火器、救急箱、担架、避難誘導旗、腕章、強力ライト、非常持出袋、消防用ホース、ホース格納箱その他自主防災組織の整備に必要な資機材の購入に要する経費	基準額又は補助事業経費に要した額の2分の1の額のいずれか低い額	結成日の属する年度内に限る。
		基準額に3分の2を乗じて得た額又は補助事業経費に要した額の2分の1の額のいずれか低い額	補助金の交付を受けようとする日が属する年度以前5年間ににおいて、資機材等整備事業に係る補助金の交付を受けていない場合に限る。
3 育成事業	防災訓練の実施その他自主防災組織の育成に要する経費	補助事業経費に要した額。ただし、1年度につき3万円を上限とする。	結成日の属する年度の翌年度から5年間に限る。
4 活動事業	防災訓練の実施その他自主防災組織の活動に要する経費	補助事業経費に要した額。ただし、1年度につき5万円を上限とする。	結成日の属する年度の翌年度から5年を経過した日後の各年度に限る。

備考

- この表において「基準額」とは、次に掲げる自主防災組織の活動区域に属する世帯の数に応じ、それぞれに定める額をいう。
 - 100世帯以下 75,000円
 - 101世帯以上300世帯以下 112,000円

ウ 301世帯以上600世帯以下 150,000円

エ 601世帯以上1,000世帯以下 187,000円

オ 1,001世帯以上 225,000円

2 資機材等整備事業に係る補助金の額に1,000円未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げるものとする。

様式第1号（第4条関係）

年　月　日

常総市長 殿

自主防災組織名称

代表者 住 所

氏 名

電話番号

自主防災組織活動等補助金交付申請書

自主防災組織の結成又は活動について、次のとおり補助金の交付を受けたいので、常総市自主防災組織活動等補助金交付要綱の規定により申請します。

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容及び経費の内訳

(1) 補助事業の内容

補助事業名	補助事業経費（使途内容）	補助金の額（円）

(2) 経費の内訳

費　　目	規 格 , 数 量 等	金 額 (円)
合　　計		

3 補助事業の完了予定年月日 令和　年　月　日

4 添付書類

(1) 実施計画書

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

殿

常総市長

印

自主防災組織活動等補助金
交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった自主防災組織の結成又は活動に対する補助金について、次のとおり決定したので、常総市自主防災組織活動等補助金交付要綱の規定により通知します。

1 交付

補 助 事 業 名	
補 助 事 業 経 費	申請書に記載のとおり
補助金交付決定額	円
交 付 条 件	

2 不交付

(理由)

様式第3号（第7条関係）

年　月　日

常総市長 殿

自主防災組織名称

代表者 住 所

氏 名

電話番号

自主防災組織活動等補助事業完了実績報告書

年　月　日付けで補助金の交付決定の通知を受けた自主防災組織の結成又は活動に係る補助事業について、次のとおり完了したので、常総市自主防災組織活動等補助金交付要綱の規定により報告します。

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容及び経費の内訳

(1) 補助事業の内容

補助事業名	補助事業経費（使途内容）	補助金の額（円）

(2) 経費の内訳

費　　目	規 格 , 数 量 等	金 額 (円)
合　　計		

3 補助事業の完了年月日 年　月　日

4 添付書類

- (1) 領収書の写し
- (2) 写真

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

殿

常総市長

印

自主防災組織活動等補助金確定通知書

年 月 日付けで完了の報告があった自主防災組織の結成又は活動に対する補助金について、次のとおり確定したので、常総市自主防災組織活動等補助金交付要綱の規定により通知します。

補 助 事 業 名	
補 助 事 業 経 費	円
補 助 金 確 定 額	円

様式第5号（第9条関係）

年　月　日

常総市長 殿

自主防災組織名称

代表者 住 所

氏 名

(印)

電話番号

自主防災組織活動等補助金請求書

年　月　日付けで確定の通知を受けた自主防災組織の結成又は活動に対する補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額

一 金							円
-----	--	--	--	--	--	--	---

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・()		本店・支店 支所・()					
口座種別	1 普通	2 当座	口座番号					
フリガナ								
口座名義人								